

I 国务院关于加快发展服务业的若干意见

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2007〕7号

【发布日期】2007-03-19

【提示】该意见要求：

- n 按照加入世贸组织（WTO）服务贸易领域开放的各项承诺，鼓励外商投资服务业。
- n 把承接国际服务外包作为扩大服务贸易的重点，积极承接信息管理、数据处理、财会核算、技术研发、工业设计等国际服务外包业务。
- n 建立公开、平等、规范的服务业准入制度。凡是法律法规没有明令禁入的服务领域，都要向社会资本开放；凡是向外资开放的领域，都要向内资开放；各地区凡是对本地企业开放的服务业领域，应全部向外地企业开放。
- n 采取财税优惠、供地倾斜、降低注册门槛、拓宽融资渠道等措施，加大对服务业的政策扶持。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwqk/2007-03/27/content_562870.htm

I 国家外汇管理局关于外资银行改制所涉外汇管理有关问题的通知

【发布单位】国家外汇管理局

【发布文号】汇发〔2007〕15号

【发布日期】2007-03-20

【提示】该通知对外资银行改制后，有关业务资格的继承、结售汇综合头寸限额的继承和调整、外汇资本金划转和本外币转换的操作、独立的结售汇会计科目的建立、短期外债和对外担保余额指标的继承和使用等内容进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8050000000000000.84&id=4

I サービス業の加速発展に関する国务院の若干意见

【発布機関】国务院

【発布番号】国発〔2007〕7号

【発布日】2007-03-19

【コメント】同意見によると次のことが求められている。

- n 世界貿易機関（WTO）のサービス貿易分野規制緩和に関わる諸約束に従い、サービス業への外商投資を奨励する。
- n 国際アウトソーシングサービス引き受けをサービス貿易拡大の重点に据え、情報管理、データ処理、財務会計処理、技術研究開発、工業デザインなどに関する国際アウトソーシングサービスを積極的に引き受けていく。
- n 公開、平等、規範的なサービス業参入制度を構築する。法律、法規に明示的に禁止されていないサービス分野はすべて民間資本に開放されなければならない。外資に向けて開放されている分野はすべて内資にも開放されなければならない。各地区において、当地の企業に開放されているサービス業分野はすべて当地以外のその他企業にも開放されなければならない。
- n 財政、税収における優遇、用地供給における支援、登録におけるハードル低下、融資ルートを広げる等の措置を採用することにより、サービス業に対しての政策サポートを拡大する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2007-03/27/content_562870.htm

I 外資銀行制度改革に関する外貨管理諸問題に関する国家外貨管理局の通知

【発布機関】国家外貨管理局

【発布番号】匯発〔2007〕15号

【発布日】2007-03-20

【コメント】この通知によると、外資銀行は制度改革後、関係する業務資格の引き継ぎ、為替決済取引総合資金限度額の引継ぎと調整、外貨資本金移転及び人民元と外貨のスワップ、独立した為替決済取引科目の設立、短期外債と対外担保残高指標の引継ぎと使用等の内容に対し規定されている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください：

http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8050000000000000.84&id=4

I **商务部公布《成品油经营企业指引手册》和《原油经营企业指引手册》**

【发布单位】商务部

【发布日期】2007-03-22

【提示】该两部手册分别对企业（含外商投资企业）成品油和原油经营资质的申请、变更及参加年度检查等进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

成品油经营企业指引手册

<http://syggs.mofcom.gov.cn/aarticle/ae/200703/20070304487009.html>

原油经营企业指引手册

<http://syggs.mofcom.gov.cn/aarticle/ae/200703/20070304487517.html>

I **再生资源回收管理办法**

【发布单位】商务部、国家发展和改革委员会、公安部、建设部、国家工商行政管理总局、国家环境保护总局

【发布文号】商务部令 2007 年第 8 号

【发布日期】2007-03-27

【实施日期】2007-05-01

【提示】根据该办法：

- n 再生资源，是指在社会生产和生活消费过程中产生的，已经失去原有全部或部分使用价值，经过回收、加工处理，能够使其重新获得使用价值的各种废弃物，具体包括废旧金属、报废电子产品、报废机电设备及其零部件、废造纸原料（例如，废纸、废棉等）、废轻化工原料（例如，橡胶、塑料、农药包装物、动物杂骨、毛发等）、废玻璃等。
- n 在中国境内从事再生资源回收经营活动的企业和个体工商户应当遵守该办法。法律法规和规章对进口可用作原料的固体废物、危险废物、报废汽车的回收管理另有规定的，从其规定。
- n 商务部、国家发展和改革委员会、公安部、建设部、国家工商行政管理总局、国家环境保护总局按照各自的职能分工，分别对再生资源回收行业实施监督管理。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200703/20070304514023.html>

I **商务部による「石油製品经营企业ガイドブック」及び「原油经营企业ガイドブック」の公布**

【発布機関】商务部

【発布日】2007-03-22

【コメント】この二冊のガイドブックは企業（外商投资企业を含む）の石油製品（ガソリン）と原油の経営資格の申請、変更及び年度検査への参加等につきそれぞれ規定を行っている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

石油製品经营企业ガイドブック

<http://syggs.mofcom.gov.cn/aarticle/ae/200703/20070304487009.html>

原油取扱企业ガイドブック

<http://syggs.mofcom.gov.cn/aarticle/ae/200703/20070304487517.html>

I **再生资源回收管理弁法**

【発布機関】商务部、国家发展和改革委员会、公安部、建设部、国家工商行政管理总局、国家環境保護総局

【発布番号】商务部令 2007 年第 8 号

【発布日】2007-03-27

【施行日】2007-05-01

【コメント】同弁法によると次の通りである。

- n 再生資源とは、社会生産及び消費生活の中で産出した、既に本来の使用価値の全部又は一部を失ったもので、回収し加工処理を施せば、新しく使用価値を得ることが可能な各種の廃棄物を指し、具体的には廃棄された金属スクラップ・電子部品・機械設備と部品・製紙原料（古紙・古布など）・軽化工原料（ゴム・プラスチック・農薬包装物・動物の骨・毛髪など）・ガラスなどを含む。
- n 中国国内で再生資源回収経営活動に携わる企業と個体工商業者はこの弁法を遵守しなければならない。輸入された原料用の固形廃棄物、危険廃棄物、廃棄処分された自動車の回収管理について法律、法規及び規則は別に規定がある場合、それらの規定に従うものとする。
- n 商务部、国家发展和改革委员会、公安部、建设部、国家工商行政管理总局、国家環境保護総局は、各自の役割に基づき、再生資源回収業界に対してそれぞれの監督管理を実施する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200703/20070304514023.html>

I 外資銀行改制工商登記操作規範

【發布單位】國家工商行政管理總局

【發布日期】2007-03-29

【法令全文】請點擊以下網址查看：

<http://wzi.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=GGXX&ID=989&myRandom=.147266205640222>

I 施工總承包企業特級資質標準

【發布單位】建設部

【發布文號】建市〔2007〕72 號

【發布日期】2007-03-30

【實施日期】2007-03-30

【提 示】該標準對《建築業企業資質等級標準》（建建〔2001〕82 號）中施工總承包特級資質標準進行了修訂，對施工總承包企業特級資質所需的企業資信能力、企業主要管理人員和專業技術人員要求、科技進步水平、代表工程業績、承包範圍等提出了新的要求。

【法令全文】請點擊以下網址查看：

http://www.cin.gov.cn/zcfg/jswj/jzsc/200703/t20070329_104310.htm

【注】

- Y 如果需要了解法律、法規或政策的全文內容或需要相關日文翻譯服務，請與我們**聯繫**；
- Y 本欄目所公布的網址通常為官方網址，如果無法訪問，您可以通過搜索引擎查閱或與我們**聯繫**。

二、相關新信息

I 外商投資“兩類企業”2006 年度考核開始

根據上海市外資委的通知，外商投資產品出口企業、外商投資先進技術企業（以下簡稱“兩類企業”）上海市 2006 年度考核即將開始。考核對象是 2006 年度當年確認的和 2005 年度考核合格的所有“兩類企業”。

考核一律通過“兩類企業確認考核管理系統”進行，請查詢商務部製作的“兩類企業確認考核管理系統”，各級考核主管單位與相關企業應關注系統內的電子公告欄。參加考核的“兩類企業”在完成本企業年度審計工作後，即可將有關數據錄入考核系統，並通過網絡上報各相關主管部門。

2006 年 04 月 01 日至 2006 年 04 月 30 日，

I 外資銀行の制度改正のための工商登記手続きガイドライン

【發布機關】國家工商行政管理總局

【發布日】2007-03-29

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://wzi.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=GGXX&ID=989&myRandom=.147266205640222>

I 施工總請負企業特級資質標準

【發布機關】建設部

【發布番号】建市〔2007〕72 號

【發布日】2007-03-30

【施行日】2007-03-30

【コメント】この基準は「建設業企業資質等級標準」（建建〔2001〕82 号）中の施工總請負企業の特級資質基準に対し修正を行い、施工總請負企業特級資質に必要な企業の資産信用能力、主要な管理人員と専門技術人員レベル、科学技術進歩水準、代表的な工事実績、請負範囲等に対し新たな要求を打ち出した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.cin.gov.cn/zcfg/jswj/jzsc/200703/t20070329_104310.htm

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相應の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご**連絡**ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご**連絡**いただければと思います。

二、關係する新情報

I 外商投資「兩類企業」に対する 2006 年度の考查がはじめ

上海市外國投資工作委員會の通知によると、外商投資製品輸出企業と外商投資先進技術企業（以下「兩類企業」と言う）に対しての上海市 2006 年度の考查がまもなく開始される。考查の対象は 2006 年度当年に確認した企業と 2005 年度の考查に合格している全ての「兩類企業」である。

考查は一律に「兩類企業確認考查管理システム」によって行われ、各レベルの考查管轄機關と関連企業は商務部の「兩類企業確認考查管理システム」を通じて照合し、その中の電子公告欄に注意を払わなければならない。考查に参加する「兩類企業」は自分の年度監査作業を完成した後、すぐに関係するデータを考查

各相关企业须通过“两类企业确认考核管理系统”申报考核信息。各考核主管单位必须在 2006 年 05 月 15 日前通过网络将审核后的考核信息报上海市外商投资企业协会。

上海市外商投资企业协会联系人：彭玉宏
电话：021-62955262 传真：021-52575331

查看“两类企业确认考核管理系统”网站、考核技术支持网站，请分别点击以下网址：

<http://www.zsllkh.gov.cn/>
<http://www.sntclianglei.com/>

（摘自 2007 年 03 月 25 日上海市外商投资企业协会《外资信息》）

システムを入力し、インターネットを通じて関係する各管轄部門に報告することができる。

2006 年 4 月 1 日より 2006 年 4 月 30 日まで、各関係企業は、「両類企業確認審査管理システム」を通じて審査情報を申告しなければならない。各審査管轄機関は 2006 年 5 月 15 日までにインターネットを通じて審査後の審査情報を上海市外商投资企业協会に報告しなければならない。

上海市外商投资企业協会 連絡者：彭玉宏
電話：021-62955262 FAX：021-52575331

「両類企業確認審査管理システム」のウェブサイト、審査技術サポートウェブサイトを参照するには、下記の URL をクリックしてください。

<http://www.zsllkh.gov.cn/>
<http://www.sntclianglei.com/>

（2007 年 3 月 25 日付の上海市外商投资企业協会「外資情報」より抜粋）

I 出口退税政策可能将调整，钢铁出口退税率将降低

商务部人士日前指出，出口退税制度可能将有所调整，对低增值、低技术、消耗能源商品的激励措施可能将减少。商务部将从进口方面着手减少国际收支顺差，包括初级产品的进口和资本装备的进口，其中主要是资本装备的进口，即优先放松进口中国自主装备工业和国内短期内无法生产的装备。出口退税的税收可能不再返还给企业，这部分税收将作为投资让企业拿去做长期的研发使用，这样一方面可以避免引起贸易争端，另外也可以增强企业研发的实力。

中国正酝酿取消和降低出口退税的产品包括钢材、水泥、矿物、燃料及煤炭类以及肥料、陶瓷、技术制品、轻纺产品等。其中，钢材产品出口退税调降政策有望在 2007 年 04 月初出炉，部分钢材产品出口退税率将从 8% 降至 5%；同时取消以线材和板材为主的部分钢材产品出口退税率，由 8% 降至零。

中国还酝酿扩大禁止和限制类加工贸易产品目录，以及将环保要求纳入加工贸易监管体系，以抑制相关产品的出口。

（摘自 2007 年 03 月 29 日中国投资指南等）

I 輸出税還付政策が調整され、鋼鉄輸出税還付率が引き下げへ？

商務部の関係者はこのほど、輸出税還付制度はある程度の調整が行われ、低付加価値、低技術、エネルギー効率の悪い商品に対する奨励措置は少なくなる見込みだと発表した。商務部は、輸入プロセスから国際輸出超過の圧縮に着手し、初級製品や資本装備を輸入し、主に、資本装備を輸入することを通じて、中国自主装備工業と国内で短期間に生産できない装備の輸入を優先して緩める。今後、還付された輸出税の税金は企業に割戻しされることはなくなり、この部分の税金は投資として企業に長期的に研究開発のために使用させる。こうすると貿易摩擦の発端を防ぐことができるし、また企業の研究開発の実力を強化することもできる。

中国が現在、輸出税還付の取り消しと引き下げをしようとしている対象製品には、鋼材、コンクリート、鉱物、燃料、石炭類及び肥料、陶磁器、技術製品、軽工業繊維製品等が含まれる。その中、鋼材製品の輸出税還付の調整・引き下げ政策は 2007 年 4 月の初めには出来上がる予定で、一部の鋼材製品の輸出税還付率は 8% から 5% に引き下げられ、その同時にワイヤーロープと鋼板を主とした一部の鋼材製品の輸出税還付率が取り消される予定で、以前の 8% から零まで引き下げられるそうである。

中国は、禁止類と制限類の加工貿易目録を拡大しようとしている。また、環境保護の要素を加工貿易監督管理の体制へ取り入れ、これによって関係製品の輸出を押さえ込む狙いもあるそうである。

（2007 年 3 月 29 日付の中国投資指南等より抜粋）

I 最高人民法院将适时制定《物权法》司法解释

2006年03月30日,最高人民法院院长肖扬表示,《物权法》颁布实施后,各种新问题将在审判中涌现,在认真做好调查研究工作的基础上,最高人民法院将适时制定相关司法解释,为准确司法提供依据。

(摘自2007年03月30日中华工商时报)

I 简析新税法的主要变化以及对外商投资企业的影响(连载之二/共二篇)

上期《里兆法律资讯》简要介绍了《中华人民共和国企业所得税法》(以下简称“新税法”)在企业所得税税率、税收优惠政策、以及反避税等规定方面的主要变化。在此,律师仅就“新税法”对外商投资企业税收优惠的过渡性安排等的影响,对比由《中华人民共和国企业所得税暂行条例》及其“实施细则”和《中华人民共和国外商投资企业和外国企业所得税法》及其“实施细则”等组成的内外资企业分立的企业所得税法律体系(以下合称“旧税法”),作如下简要说明和评析。

n 外商投资企业税收优惠的过渡性安排

对在“新税法”公布之前已经批准设立,且按照“旧税法”规定可以享受低税率和定期减免税优惠的外商投资企业,“新税法”第五十七条规定了过渡性安排,主要内容有:

1. 原享受15%和24%等低税率优惠的外商投资企业,在“新税法”实施后五年内可享受低税率过渡期,并逐步过渡到“新税法”的法定税率(通常,25%)。至于五年过渡期内,是继续维持原有的低税率,还是需要逐年增加一定比例的税率,目前没有明确规定。
2. 原生产企业享受“两免三减半”、技术先进和产品出口企业享受延长减半期等定期减免税优惠的外商投资企业:
 - 1) 已经开始享受定期减免税优惠的,可以继续享受到期满为止;
 - 2) 因尚未获利,而未开始享受定期减免税优惠的,优惠期从2008年01月01日开始计算,并享受到期满为止。

对于法律设置的发展对外经济合作和技术交流的特定地区内可以享受税收优惠的新设高新技术企业的过渡性安排,根据“新税法”的规定,将由中国国务院具体规定,该具体规定,目前尚未颁布。

I 最高人民法院は今後適時に「物権法」の司法解释を制定

2006年3月30日、最高人民法院院長である肖揚氏は、「物権法」の公布・施行以降、各種の新しい問題が裁判の中で大量に現れてくるに違いなく、真剣な調査と研究を行った上で、最高人民法院は関係する司法解释を適時に制定し、司法の正確性に依拠を与える予定だと発表した。

(2007年3月30日付の中華工商時報より抜粋)

I 新税法の主要な変化及び外商投資企業への影響についての簡潔なコメント(連載の二/全二回)

前回の「里兆法律情報」では、「中華人民共和國企業所得税法」(以下「新税法」と言う)が企業所得税率、税収優遇政策、及び、反脱税等の規定における主要な変化につき簡単に紹介した。今回、弁護士は、「新税法」の外商投資企業に対する課税優遇政策の過渡的措置の影響につき、「中華人民共和國企業所得税暫定条例」及びその「実施細則」、「中華人民共和國外商投資企業と外国企業所得税法」及びその「実施細則」等からなる、内資・外資企業両立の企業所得税法律体系(以下「旧税法」と言う)との比較により、以下の通り簡潔に説明しコメントをする。

n 外商投資企業に対する税収優遇の過渡的措置

「新税法」公布の前に批准を受け設立し、且つ、旧税法の規定に基づき低い税率と定期的減免税の優遇措置を受けられる外商投資企業に対し、「新税法」第五十七条は過渡的措置を設けている。その主な内容は以下の通りである。

1. これまで15%や24%等の低い税率の優遇を受けていた外商投資企業は、「新税法」施行後の5年間は低い税率の過渡期措置を受けることができ、徐々に「新税法」の法定税率(通常は25%)に移行させる。但し、5年間の過渡期において、全てこれまでの低い税率を維持するのか、それとも毎年一定の比率で税率を引き上げていくのかについては、今現在明確な規定はない。
2. 旧生産企業を対象とした「二免三減半」、技術先進と製品輸出企業を対象とした「減半期」延長等の定期的減免税優遇措置を受けていた外商投資企業に対しては以下の通りである。
 - 1) 既に定期的減免税優遇措置が開始されていた場合は、この優遇措置が満期となるまで引き続き優遇を受けられる。
 - 2) まだ利益を上げていないため、定期的減免税優遇措置がまだ開始されていない場合は、優遇期間は2008年01月01日より起算し、満期まで受けることができる。

法律で記載されている、対外経済協力と技術交流を發展させる特定な地区内で税収優遇を受けられる新設のハイテク企業の過渡的措置に対して、「新税法」の規定によると、中国国务院が具体的に規定するとあるが、その具体的規定は、現在尚公布されていない。

n 税前扣除标准、资产税务处理方面

根据“旧税法”的规定，除低税率、定期减免税等税收优惠以外，外商投资企业还在税前扣除标准、资产税务处理等方面享有一定的优惠。外商投资企业能否继续适用该等优惠政策，“新税法”目前只做了部分规定。新、旧税法在税前扣除标准、资产税务处理方面的相关比较，请参见如下表格：

(单位：人民币)

区分	旧税法		新税法
项目	内资企业	外商投资企业	企业 (不再区分内外资企业)
员工薪资	通常实行计税工资制，目前按照人均每月1,600元的标准在税前扣除，超过部分不得扣除	无扣除限额，通常据实扣除	无扣除限额，通常据实扣除
公益性、救济性捐赠	通常在年应纳税所得额3%的范围内，准予扣除（特殊情况，可以有所增减）	无扣除限额，通常据实扣除	在年度利润总额12%的范围内，准予扣除
业务招待费	全年销售额1,500万元以下，按照0.5%扣除；超过1,500万元的部分，按照0.3%扣除	销货类收入：全年销售额1,500万元以下，按照0.5%扣除；超过1,500万元的部分，按照0.3%扣除； 服务类收入：在500万元以下的，按照1%扣除，超过500万元的部分，按照0.5%扣除。	目前尚不明确
坏账认定期限	通常需要逾期超过3年	通常需要逾期超过2年	目前尚不明确
坏账准备金	通常不超过年末应收账款余额的0.5%计提	信贷、租赁类企业通常按年末放款余额3%计提，其他类企业无明确规定	目前尚不明确

n 税前的扣除标准、资产の税務処理問題に関して

「旧税法」の規定によると、低い税率、定期的減免税等の税収優遇を除き、外商投資企業は、税前の控除基準、資産・税務処理等において一定の優遇を受けてきた。外商投資企業がこれらの優遇政策を継続して受けられるのかについては、「新税法」は今現在一部だけにつき規定している。新・旧税法の税前の控除標準、資産の税務処理での比較については、下表をご参照ください。

(单位：人民币元)

区分	旧税法		新税法
項目	内資企業	外商投資企業	企業 (すでに内資と外資を区別しない)
従業員給与	通常、課税給与制度を実行する。現在は一人当たり毎月1,600元の基準で税前で控除する。超えた部分は控除してはならない。	控除の限度額はなく、通常、実際の金額の通り控除する。	控除の限度額はなく、通常、金額の通り控除する。
公益性、救济性寄贈	通常、年に納めるべき所得額の3%の範囲内で控除を認める（特殊状況に応じ、増やす減らすこともできる）。	控除の限度額はなく、通常、実際の金額の通り控除する。	年間総利益の12%の範囲内で、控除を認める。
業務招待費	年間の売上高が1,500万元以下の部分については、0.5%で控除し、1,500万元を超えた部分については0.3%で控除する。	販売による収入：年間の売上高が1,500万元以下の部分については、0.5%で控除し、1,500万元を超えた部分については0.3%で控除する。 サービスによる収入：500万元以下の部分については1%で控除し、500万元を超えた部分については、0.5%で控除する。	現在尚不明确
不良債権認定期限	通常、返済期限よりも3年を超過する必要がある。	通常、返済期限よりも2年を超過する必要がある。	現在尚不明确
不良債権準備金	通常、期末の買掛金残高の0.5%を上回らない。	信用貸付、貸付などの企業は通常、期末の貸付金残高の3%で計上する。その他の企業については明確な規定はない。	現在尚不明确

广告费	通常按照销售收入的2%扣除（特殊行业，可以增加扣除比例）	无扣除限额，通常据实扣除	目前尚不明确
利息费用	不得超过金融机构同类同期贷款利率；从关联方取得的借款金额超过注册资本的50%的，超过部分，不得扣除	不得超过金融机构同类同期贷款利率	目前尚不明确
固定资产折旧	残值比例为5%以内；选择加速折旧通常较难	残值比例为10%以内；选择加速折旧通常较易	目前尚不明确

广告费	通常、売上高の2%で控除する（特殊な業界は控除の比率を増やすことができる）。	控除の限度額はなく、通常、実際の金額の通り控除する。	現在尚不明确
利息費用	金融機関の同種・同期限の貸出金利を超えてはならない。関連者から得た借金額が登録資本金の50%を超過する場合、超過した部分については控除できない。	金融機関の同種・同期限の貸出金利を超えてはならない。	現在尚不明确
固定資産減価償却	残存価額の比率は5%以内とする。通常、加速減価償却計算は比較的難しい。	残存価額の比率は10%以内とする。通常、加速減価償却計算は比較的易しい。	現在尚不明确

可见，根据“旧税法”，外商投资企业在税前扣除标准、资产税务处理等方面享有一定的优惠。如果上述优惠被取消（其中，公益性、救济性捐赠无扣除限额的优惠已经被取消），则势必将增加外商投资企业的税负。

此外，律师注意到，新、旧税法对非居民企业（即，指依照外国/地区法律成立且实际管理机构不在中国境内，但在中国境内设立机构、场所的，或者在中国境内未设立机构、场所，但有来源于中国境内所得的企业）在计征所得税方面有明显的区别，具体如下：

1. 旧税法：

- 1) 法律规定，利润、利息、租金、特许权使用费和其他所得，按照20%的税率减半（即，实际税率为10%）计征所得税。
- 2) 但在实践中，其他所得（例如，咨询、设计费等），通常先根据核定的利润率（通常，30%左右）计算利润，然后再按照33%的税率计征所得税。

2. 新税法：

- 1) 股息、红利等权益性投资收益和利息、租金、特许权使用费收入全额，以及转让财产所得的收入全额减除财产净值后的余额，均按照20%的税率计征所得税；对于20%的税率，“新税法”规定可以减、免征收，但是尚未规定具体减免标准。
- 2) 其他所得，参照上述规定的方法计征所得税；这是否意味着，将取消目前核定利润再计征所得税的操作方式，也有待主管部门的具体实施意见。

综上所述，“新税法”并没有非常明确的规定税收优惠的过渡性安排、税前扣除标准、资产税务处理等方面的具体适用问题，这有待国务院、财政部、国家税务总局等部门以配套性法规的形式予以进一步明确。据悉，这些配套性法规有望

「旧税法」によると、外商投資企業は税前の控除標準、資産の税務処理等において一定の優遇を受けている。もし上述の優遇が取り消されると（このうち、公益性、救済性寄贈はももとの優遇では控除の限度額はなかったが今は既に取り消されている）、外商投資企業の税負担が重くなることは避けられない。

このほか、新・旧税法は、非居民企業（即ち、外国/地区の法律に従って設立され、実際の管理機構は中国国内に存在しないが、中国国内に機構または施設を設立した企業、又は、中国国内にはまだ機構や施設を設立していないが、中国国内に所得源泉がある企業）に対する、所得税の課税において明らかな区別があると弁護士は認識している。具体的には以下の通りである。

1. 旧税法

- 1) 利潤、利息、リース代金、ロイヤリティー及びその他の所得について、20%の税率を半減して（即ち実際の税率は10%）所得税が課税される。
- 2) しかし実務の中では、その他の所得（例えば、コンサルティングフィー、設計デザイン費用等）につき、通常まずみなしの利益率（通常30%前後）で利潤を計算し、その後さらに33%の税率で所得税が課税される。

2. 新税法

- 1) 配当金等の権利的な投資収益の利息、リース代金、ロイヤリティーの収入全額、及び財産譲渡所得の収入全額から純財産価値を差し引いた後の余額については20%の税率で所得税が課税される。この20%の税率に対しては、「新税法」では、減免して徴収できるとしているが、具体的な減免基準については未だ規定されていない。
- 2) その他の所得については、上記に規定された方法により所得税が課税される。これは、今現在の、先にみなし利潤を確定し、それからさらに所得税を計算し課税するやり方

于 2007 年下半年出台，律师将继续予以关注。

を取り消すことを意味しているのであろうが、
はなかりょうがについては、管轄部門の具体的
執行意見を待つ必要はある。

まとめると、「新税法」は、税収優遇の過渡的措置、
税前の控除標準、資産の税務処理等における具体的
な適用問題について非常に明確的に規定しているとは
言えず、国務院、財政部、国家税務総局等の部門から
の関係する法令を待っていま一步明確化させるほかに
ない。弁護士が知っている限りでは、これらの法令は
2007 年の下半期には登場する見込みであり、引き続
き追跡する。

【备注】查看《中华人民共和国企业所得税法》
全文，请点击以下网址：

<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WxzLk&id=362676&pdmc=110106>

（里兆律师事务所 2007 年 03 月 30 日整理编写）

【備考】「中華人民共和國企業所得稅法」を参照する
には下記の URL をクリックしてください。

<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WxzLk&id=362676&pdmc=110106>

（里兆法律事務所が 2007 年 3 月 30 日付で作成）